

市第 136 号議案

公園の指定管理者の指定

次のように公園の指定管理者を指定する。

令和 7 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
元町公園（プールに限る。）、弘明寺公園（プール及び子供用プールに限る。）及び中村公園（プール及び子供用プールに限る。）	緑区台村町309番地の1	WS・NSP共同事業体 代表者 株式会社ウエルネスサポート 代表取締役 青木 達郎 社 長	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
野庭中央公園（プール及び子供用プールに限る。）及び大坂下公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都渋谷区南平台町5番6号	東急スポーツシステム株式会社 代表取締役 佐藤 悠歩 社 長	同

提 案 理 由

元町公園等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

W S ・ N S P 共 同 事 業 体 の 構 成 員

- 1 緑区台村町 309 番地の 1

株式会社ウエルネスサポート

代表取締役社長 青木達郎

- 2 東京都中野区東中野 3 丁目 18 番 12 号

株式会社日本水泳振興会

代表取締役社長 坂元 要

地 方 自 治 法 （ 抜 粋 ）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）